

利用許可証の記載事項変更手続きについて

《手続きに必要なもの》

書類等

- 霊園利用許可証記載事項変更申請書（自書でない場合は印を忘れずに押してください。）
○福岡市霊園利用許可証（原本）

（添付書類）

- 利用者・承継予定者の氏名・本籍が変更になる場合：下記のいずれかをご用意ください
- 住民票（原本）（本籍・続柄が記載されているもの）
 - 戸籍謄本（原本）
- 利用者・承継予定者の住所が変更になる場合：下記のいずれかをご用意ください
- 住民票（原本）
 - 運転免許証（来所の場合は原本持参。郵送の場合はコピー）
 - 健康保険証（住所が印字されているものに限る）
() //
 - マイナンバーカード () //
 - 住民基本台帳カード () //

承継予定者を変更（交代）・新規指定する場合は下記も必要です

- 承継予定者 変更（指定）書
○下記のいずれかをご用意ください
- 住民票（原本）（住所・本籍・生年月日が記載されているもの）
 - 戸籍謄本（原本） () //

許可証をなくした場合は下記も必要です

- 霊園利用許可証再交付申請書（自書でない場合は印を忘れずに押してください。）
○下記のいずれかをご用意ください
- 管理料の納付書（納入通知書）（来所の場合は原本持参。郵送の場合はコピー）
 - 口座振替通知書（納入通知書） () //
 - 運転免許証 () //
 - マイナンバーカード () //

手数料

- 現金 300円
ただし許可証をなくした場合は600円（記載事項変更300円+許可証再交付300円）
◆郵送で申請する場合は、郵便局の定額小為替証書を同封してください。
（定額小為替証書は、発行手数料が必要です。）

郵送料

- 郵便切手 120円分
新しい利用許可証を郵送希望の場合のみ（窓口に来所する場合は不要です）

問い合わせ先

福岡市役所 市立霊園窓口（市役所4階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話（092）711-4869 FAX（092）401-0025

団体利用区画の代表者変更手続きについて

《手続きに必要なもの》

書類等

- ① 霊園利用許可証記載事項変更申請書（記名、押印してください）
※承継予定者は未定でも構いません。
- ② 福岡市立霊園利用許可証（原本）
- ③ 利用団体の法人登記記載事項証明書（新しい代表者が記載されているもの）

霊園利用許可証をなくした場合は下記も必要です

- 霊園利用許可証再交付申請書（記名、押印してください）
- 下記のいずれかをご用意ください
 - 管理料の納付書（納入通知書）（来所の場合は原本持参。郵送の場合はコピー）
 - 口座振替通知書（納入通知書）（ // ）

手数料

- 現金 300円
ただし許可証をなくした場合は600円（記載事項変更 300円＋許可証再交付 300円）
- ◆ 郵送で申請する場合は、郵便局の定額小為替証書を同封してください。
（定額小為替証書は、発行手数料が必要です。）

郵送料

- 郵便切手 120円分
新しい利用許可証を郵送希望の場合のみ（窓口に来所する場合は不要です）

問い合わせ先

福岡市役所 市立霊園窓口（市役所4階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話（092）711-4869 FAX（092）401-0025